

第4号議案

本機関の発議による計画策定プロセス開始要否について

(案)

一般送配電事業者から、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた旨の報告（平成28年9月28日～平成28年10月11日に報告 受付番号：KS16B0004～KS16B0031）を受けたため、業務規程第51条第1号に基づき、本機関の発議による計画策定プロセスの開始要否を以下のとおり確認し、その結果を一般送配電事業者及び系統連系希望者に通知する。

受付番号	報告 一般送配電事業者	計画策定プロセス 開始要否
KS16B0004 ～ KS16B0031 全28件	東北電力	全件 開始不要

以上

【添付資料】

別紙1：事務局検討資料

別紙2：系統連系希望者からの契約申込みの概要

別紙3：通知文書

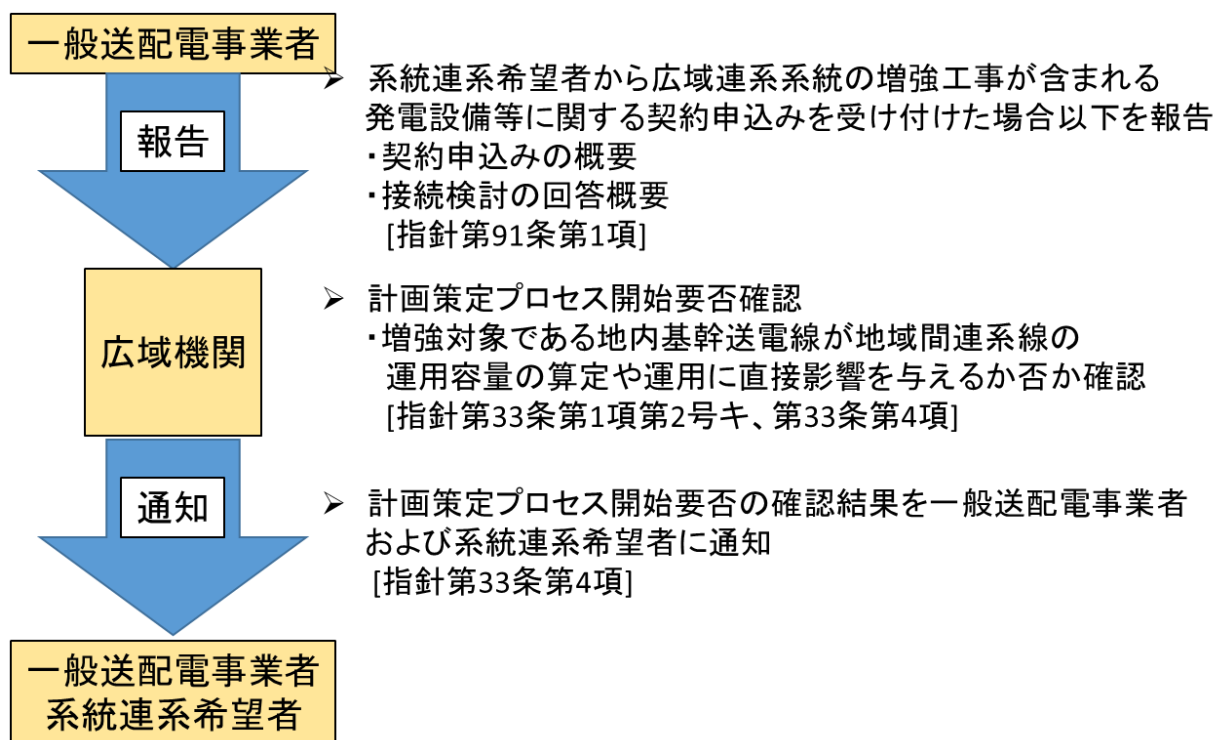
送配電等業務指針第91条に基づく計画策定プロセス開始要否の確認について（事務局検討資料）

送配電等業務指針（以下「指針」という。）第91条第1項に、一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに本機関に報告し、業務規程第51条第1号に基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならないことを規定している。



また、指針第33条第4項に、本機関は、第1項第2号キの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び系統連系希望者に通知することを規定している。

今回、一般送配電事業者から指針第91条第1項に基づき報告（受付番号：KS16B0004～KS16B0031）を受けたため、計画策定プロセス開始要否の確認を行った。

1. 指針第91条に関する確認等の全体の流れ



2. 契約申込みの概要

- ・連 系 箇 所：東北北部（275kV ～ 6kV 連系）
- ・事 業 者 数：計 28 事業者
- ・定 格 出 力：計 632, 862kW
- ・広域連系系統の主な増強工事箇所：


（詳細は別紙 2 参照）

3. 計画策定プロセス開始要否の確認

指針第 3 3 条第 1 項第 2 号キでは計画策定プロセスの開始要件として「増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めたとき」と規定している。

今回、契約申込みがあった電源が連系するために必要な広域連系系統は、現在検討中の「東北東京間連系線の計画策定プロセス」に応募し、当該電源より先行して契約申込みされた電源により、既に増強が計画されたものであり、「東北東京間連系線の計画策定プロセス」の前提条件に織り込み済みである。そのため、対象である広域連系系統は、地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与えるものではないことから、現在検討中の「東北東京間連系線の計画策定プロセス」とは別に新たに計画策定プロセスを開始することは不要である。

以 上

(関連条文)

[送配電等業務指針]

(計画策定プロセス開始の要否の確認)

第91条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系システムの増強工事が含まれる発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに当該契約申込みの概要及び接続検討の回答概要を本機関に報告し、業務規程第51条第1号に基づき、計画策定プロセスが開始されるか否かを確認しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合においては、系統連系希望者に対し、本機関へ計画策定プロセスが開始されるか否かの確認を行っている旨を書面にて通知しなければならない。

3 一般送配電事業者は、本機関から計画策定プロセスを開始しない旨の通知を受領した後に、発電設備等に関する契約申込みに対する検討及び回答を行うものとし、前項による通知の受領前に行った回答は無効とする。

(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)

第33条 業務規程第51条第1号に基づき、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。但し、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。

二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件（業務規程第51条第1号イ）

キ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から地内基幹送電線の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めたとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。

ク その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合。

4 本機関は、第1項第2号キの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する。